登記手続きについて

✿登記が必要な場合

○ 特定非営利活動法人の設立登記
○ 役員変更登記⇒代表者（理事長等の代表権を有する理事）の変更、再任（重任）、転居等
○ 定款の変更登記（法人名、所在地、目的、事業を変更した場合のみ）
○ 事務所の所在地の変更登記
○ 法人の解散、解散のための清算人登記
○ 解散に伴う清算結了登記

※代表者に変更がない場合でも、再任する度に登記手続きが必要です。定款で定めた任期（２年以内）ごとに必ず手続きをしてください。

＊登記手続きの期限＊

手続きが終了した日から**２週間以内**、又は登記事項に変更が生じた日から**２週間以内**に行ってください。

＊登記手続きを行う場所＊

横浜地方法務局 湘南支局

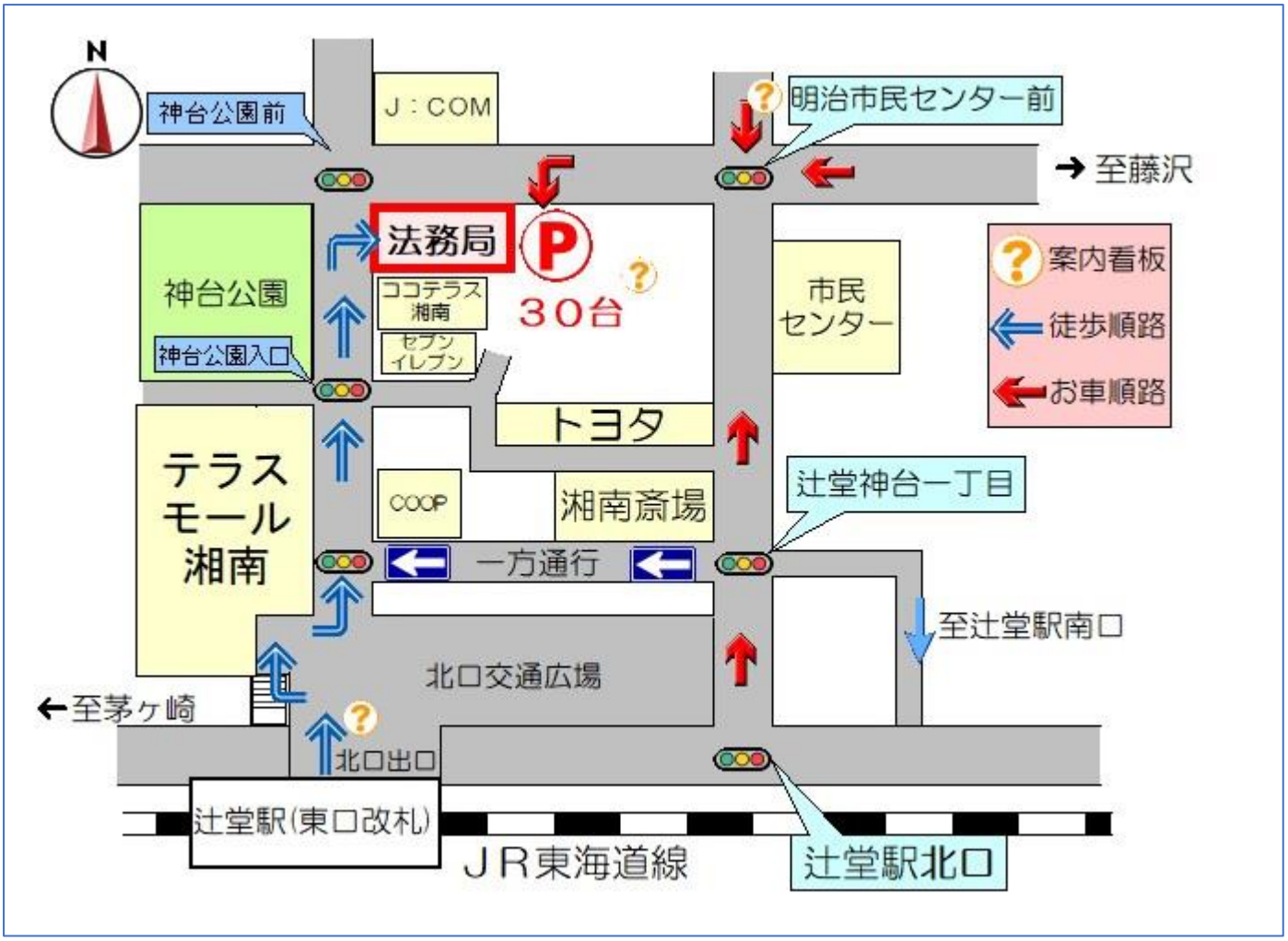
〒251-8523
藤沢市辻堂神台二丁目２番３号
☎電話：0466(35)4620
※登記手続案内・法定相続情報証明に関するご相談は予約制です。
🕑取扱時間：午前９時００分から午後５時００分まで（土日祝、年末年始（12/29～1/3）を除く）

※登記手続きを行う場所は**相模原支局ではなく、藤沢市にある湘南支局**です。
登記手続き完了後の、登記事項証明書の交付は横浜地方法務局相模原支局(相模原市中央区富士見六丁目１０－１０ 相模原地方合同庁舎）にて可能です。詳細は裏面をご覧ください。

＊必要書類＊

登記に必要な書類は、法務局ホームページの「商業・法人登記申請手続」内「その他の会社・法人（特例有限会社・NPO 法人・その他)」ページをご参照ください。
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3

横浜地方法務局 湘南支局　案内図



〒251-8523　藤沢市辻堂神台二丁目２番３号
🚃交通手段：ＪＲ東海道線「辻堂」駅東口改札北口出口から徒歩５分
☎電話：0466(35)4620

横浜地方法務局 相模原支局

※登記事項証明書などの、証明書の交付のみの場合
〒252-0236
相模原市中央区富士見六丁目１０－１０
相模原地方合同庁舎
🚃交通手段：ＪＲ横浜線「相模原」駅下車
神奈中バス２番乗り場から乗車「職業安定所前」下車
徒歩１分
☎電話：042(753)2110

